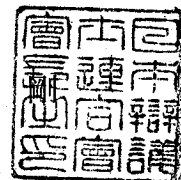


日弁連総第75号
2006年12月4日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

日本弁護士連合会
会長 平山 正

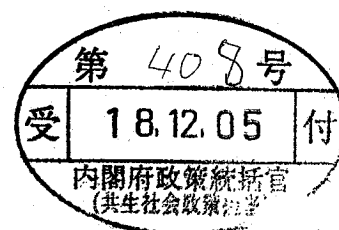


犯罪被害者等に対する経済的支援拡充に関する意見書について（要望）

平素より、当連合会の諸活動にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当連合会は、この度、標記意見書を別紙のとおり取りまとめました。
つきましては、同意見書の趣旨をお汲み取りいただき、実現に向けたご検討をよろしく
お願い申し上げます。

添付書類

犯罪被害者等に対する経済的支援拡充に関する意見書



犯罪被害者等に対する経済的支援拡充に関する意見書

2006年11月22日

日本弁護士連合会

犯罪被害者等に対する経済的支援の拡充に関して、当連合会は、以下のとおり意見を述べる。

- 1 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律を改め、犯罪被害者等補償法を制定すべきである。
- 2 犯罪被害者等について、公費による弁護士選任制度を導入すべきである。

理由

第1 犯罪被害者等補償法の制定

1 補償法の必要性とその根拠

犯罪被害者等（以下「被害者」という。）は、従前、十分な支援を受けられず、社会から放置されてきた。突然の犯罪被害によって、傷害を受け医療費の負担に苦しみ、また稼働困難となり収入が激減する等、経済的被害に苦しめられることが多い。一方、被害者に対する特別の経済的支援策は、現状では、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（以下「犯給法」という。）のみしかない。被害者の経済的被害の回復のためには、現行の犯給法の改正ではなく、新たに犯罪被害者のための犯罪被害者等補償法（以下「補償法」という。）を制定するべきである。

なぜなら、そもそも被害者は、犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）に基づき「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」が認められ（基本法3条1項）、かかる被害者の権利を充足するため、国は「犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務」を有しているのである（基本法4条）。

国が被害者に対して補償を行う根拠としては、①国民の誰もが被害者となりうるため相互共助の精神から被害者に補償を行うべきとするもの（イギリスなど）と、②国が犯罪から国民を保護する義務を負うにもかかわらず、かかる義務に違反して被害者に被害を与えたことを根拠とするもの（ドイツなど）などが挙げられる。いずれの見解によるにせよ、基本法はこれらの精神に基づき、「犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるもの」と定めている（基本法13条）。

このような、基本法に基づく被害者の権利及び国の義務からすれば、加害者による損害賠償とは別に、国が直接被害者に対し経済的補償をなす義務を負っていると解される。それにもかかわらず、現在の犯罪被害給付制度における給付金は、見舞金的性格しかなく、そのため補償の内容は非常に不十分なものにすぎない。したがって、もはや現行の犯罪被害給付制度の見直しではなく、被害者の補償を受ける権利及び国の義務が基本法に基づくものとして、被害者の補償について見直すべきであると考えらる。

また、犯給法の改正でなく新たに補償法を制定しなければならないのは、被害者の手続面の負担を軽減するためである。現在、犯罪被害給付制度以外にも犯罪被害を実質的に救済する制度は、労災保険制度、生活保護制度など多岐にわたっている。しかし、被害者がこれらの制度により救済を受けるためには、それぞれについて手続を取らなければならないが、これは被害者にとってあまりにも負担が大きいため、制度を知らなければ救済を受けられないことにもなりかねない。また、現行の既存制度による場合には、縦割り行政の弊害から、補償の隙間が生じることもある。

そこで、被害者の手続的な負担を軽減すること及び個別の制度並列による救済漏れの弊害を防止するために、被害者に関する諸制度を一本化した補償法を制定することが最も望ましいと考えらる。

当連合会は、1960年の第3回人権擁護大会において犯罪被害者に対する経済的支援を決議して以来、1975年の第26回定期総会において犯罪被害者補償制度の確立を決議し、1999年10月22日には「犯罪被害者に対する総合的支援に関する提言」を発表し、2000年9月には犯給法改正を求める「犯罪被害給付制度に関する中間提言」に関する意見書を発表し、2003年10月の第46回人権擁護大会においては、「犯罪被害者の権利の確立とその総合的支援を求める決議」を行い、被害者に対する経済的支援の拡充を求め続けていた。基本法制定及び基本法に基づく犯罪被害者等基本計画（以下「基本計画」という。）の実施にあたり、当連合会の意見を実現すべく、本意見書を提出した次第である。

2 具体的制度構想

(1) 補償対象被害者について

日本国民及び在日永住外国人、日本国内で犯罪に遭った外国人のうち、相互主義がとられている国の国民を対象とすべきであるが、できる限り対象者は広くすべきであろう。

(2) 補償対象犯罪について

生命犯、身体犯、自由犯、及び過失による犯罪の被害者についても補償されるべきである。

故意・過失のいずれであっても、犯罪が発生し、被害者が損害を被ったことに変わりはなく、経済的補償において加害者側の事情を被害者に反映させる必要はないからである。

(3) 加害者の責任能力について

加害者が責任無能力であっても国による補償はされるべきである。

なぜなら、1で述べたように、国の補償義務は国固有の責任であって、加害者の損害賠償義務から別個独立しているのであって、加害者が責任無能力のため、損害賠償義務を負わない場合でも、国の補償義務は発生するからである。

(4) 具体的補償の内容

犯罪被害によって重傷を負った場合、あるいは重度の後遺症を有することとなった場合に、被害者の経済的負担が重くなる。このような場合に、被害者が経済的な負担なく、十分な医療を受けることができるような制度構想が望まれる。

① 医療費・カウンセリング費用・リハビリ費用等

医療費、カウンセリング費用、リハビリ費用及び通院費などの医療に関連する費用については、必要性が認められる限り全額補償されるべきである。

もともと、被害者としては、後に補償されるとしても、一時的に医療費を立替払いすることは経済的にも負担が大きいため、例えば被爆者手帳制度と同様な「犯罪被害者手帳」制度を制定し、手帳を提示すれば医療費を負担しないでよい制度を導入することが最も望ましい。

また、介護費用についても全額補償すべきである。

② 性犯罪への補償

妊娠等の検査費用、緊急避妊費用、性病治療費等は全額補償する。

③ 住宅・自動車改造のなどの環境整備費、車いす・義肢等の補装具の費用

住宅・自動車改造、転居費用、事件現場清掃費等についても、必要性が認められる限り、全額補償すべきである。

車いす、義肢等についても、必要性が認められる限り、補償の対象とすべきである。なお、車いす、義肢等については、現物支給も可能とすべきである。

④ 葬式費用・遺体搬送費用

遺体搬送費用については全額補償する。

葬式費用については、200万円を限度として補償すべきである。

⑤ 休業損害・逸失利益

相当な範囲で休業損害を補償すべきである。

死亡または後遺障害のときには相当額を支給すべきである。

(5) 奨学金制度

被害者の家庭の子どもたちが安心して勉学できるよう、入学時に納付する入学金や授業料や、年度途中からの授業料の援助を行うことを可能とする奨学金制度

についても、補償法の中で新たに制定するなどして積極的に検討すべきである。

3 その他の配慮すべき点

突然、犯罪被害に遭い、混乱する被害者の状況から、補償金の請求権に関する消滅時効については、出来る限り期間を延長すべきである。

また、被害者が民事裁判を提起する場合には、①申立手数料の低廉化、②申立手数料予納の免除、③郵券の予納の免除などの民事訴訟費用負担の軽減措置を講じるべきである。

補償方法も、年金方式、一時金方式及び両者の併用方式が考えられるが、犯罪被害者のニーズにこたえるよう適切な方法を採用すべきである。そして、被害直後の支給を可能とするよう仮給付制度を広く認めるべきである。

被害者がもっとも金銭を必要とするのは、治療費、遺体搬送費、葬儀費用などを支出する被害直後であり、できる限り早い時期での補償が被害者の経済的負担を軽減するために必要不可欠だからである。

また、昨今の世界情勢から、日本においても不特定多数の被害者を前提とする重大犯罪の発生が想定されるため、直ちに上記の重大犯罪の被害者支援対策を構築する必要がある。そこで、補償法において、上記の重大犯罪の特殊性を考慮した制度を導入し、迅速な被害者救済を実現すべきである。

4 補償制度の担当機関および異議申立制度

補償法においては、現行の犯罪被害給付制度で予定されているものよりはるかに広い範囲にわたって犯罪被害者等の救済を図る制度となっていることから、その担当機関については、公安委員会とすることは適当ではなく、省庁横断的な対応を可能とするために、内閣府の下に例えば「犯罪被害者等補償庁」や「犯罪被害者等補償局」などを新たに制定し、その機関を担当機関とすべきである。

この点については、スウェーデンにおける「犯罪被害者補償庁」（法務省管轄の独立した機関）やドイツにおける「援護庁」（各州に設置された補償制度のための機関）が参考となる。

異議申立については、補償法に基づく支給に関しての認定機関とは、別個独立の機関を新たに設けて、そこに対して行うことを認めるべきである。

5 補償法制定後の犯罪被害者等に対する援助制度及び犯罪被害者等早期援助団体制度の取り扱い

本意見書では補償法の制定を提言しているが、同法が制定された場合、犯給法は廃止されることになると思われる。

その場合、犯給法で定められている犯罪被害者等に対する援助制度（22条）、